

## 交通誘導警備業務に係る検定合格者配置路線の変更について

警備業法により、道路交通法上、危険性の高い路線として、高速自動車国道、自動車専用道路のほか、各都道府県公安委員会が認定する路線において、交通誘導警備業務を行う場合は交通誘導警備業務1級又は2級の検定合格警備員を1人以上配置することが義務付けられています。

愛媛県公安委員会では、平成27年から17路線を認定路線としていましたが、令和3年4月1日から、下の表のとおりに変更となり、**18路線が認定**されました。（令和2年9月29日付け第3号 愛媛県報で告示）

高速自動車国道、自動車専用道路又は認定路線において、交通誘導警備業務を実施する場合で、交通誘導警備業務に係る1級又は2級の検定合格警備員を配置せず、警備業務を行った場合は、行政処分の対象となります。

### 令和3年4月1日から施行の認定路線（18路線）

| 路線名         | 区間                            |
|-------------|-------------------------------|
| 一般国道11号     | 愛媛県の全域                        |
| 一般国道33号     | 愛媛県の全域                        |
| 一般国道56号     | 愛媛県の全域                        |
| 一般国道192号    | 愛媛県の全域                        |
| 一般国道196号    | 愛媛県の全域                        |
| 一般国道317号    | 松山市勝山町一丁目19番地4先から今治市波止浜三丁目先まで |
| 一般国道437号    | 愛媛県の全域                        |
| 県道新居浜角野線    | 愛媛県の全域                        |
| 県道壬生川新居浜野田線 | 愛媛県の全域                        |
| 県道松山伊予線     | 愛媛県の全域                        |
| 県道松山空港線     | 愛媛県の全域                        |
| 県道松山港線      | 愛媛県の全域                        |
| 県道松山北条線     | 愛媛県の全域                        |
| 県道伊予松山港線    | 愛媛県の全域                        |
| 県道伊予川内線     | 愛媛県の全域                        |
| 県道今治波方港線    | 愛媛県の全域                        |
| 県道松山東部環状線   | 愛媛県の全域                        |
| 県道壬生川丹原線    | 愛媛県の全域                        |

お問い合わせ先

愛媛県松山市南堀端町2番地2

愛媛県警察本部生活安全部生活環境課営業係（警備業担当）

電話 089-934-0110